

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報速報版

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

2022年7月7日に、国家ネットワーク情報部門¹（以下「情報部門」といいます。）が「データ越境移転セキュリティ評価弁法」²（以下「本弁法」といいます。）を公布し、同年9月1日に施行されることが明らかとなりました。本弁法は、2021年10月29日に意見募集稿が公表されており、意見募集稿が公表されてから9か月ほどで正式版が公布された形となります。

サイバーセキュリティ法³、データセキュリティ法⁴及び個人情報保護法⁵においては、重要情報インフラの運営者を含む一定の事業者に対し、中国から重要データや個人情報を国外に移転するための適法要件として、情報部門によるセキュリティ評価に通過することが求められていますが⁶、これまで情報部門によるセキュリティ評価に関する細則は制定されておらず、情報部門によるセキュリティ評価がこういった手続なのかが不明のままでした⁷。

本弁法は、これまで明らかになってこなかったセキュリティ評価の枠組みを示すものとして、特に重要情報インフラ運営者や、重要データを取り扱う事業者、あるいは大量の個人情報を取り扱う事業者にとっては重要なものといえますので、本稿では本弁法の特に関心のある内容を解説致します。

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

¹ 「国家互联网信息办公室」

² 「数据出境安全评估办法」

³ 「网络安全法」

⁴ 「数据安全法」

⁵ 「个人信息保护法」

⁶ サイバーセキュリティ法第37条、データセキュリティ法第31条、個人情報保護法第38条第1項第1号、第40条

⁷ 個人情報保護法が施行される以前の2019年に、個人情報越境移転セキュリティ評価弁法（个人信息出境安全评估办法）の意見募集稿が公表されたものの、その後制定には至らなかった。

1. 本弁法の適用対象等

(1) 概要

本弁法の適用対象となるのは、データ処理者が中国国内での運営において収集と生成した重要データと個人情報を中国国外⁸に提供する行為（データの越境移転）で、以下のいずれかの事情に該当するものである⁹。

- ① 重要データを国外に提供する場合
- ② 重要情報インフラ運営者及び個人情報の取扱量が100万人以上のデータ処理者が個人情報を中国国外に提供する場合
- ③ 前年1月1日からの個人情報の越境提供が累計10万人以上又はセンシティブ個人情報の越境提供が累計1万人以上のデータ処理者が、個人情報を中国国外に提供する場合
- ④ 情報部門がセキュリティ評価を必要と定めるその他の場合

個人情報保護法は、取り扱う個人情報の数量が情報部門の定める数量を超える個人情報取扱者による個人情報の越境移転に関しても、セキュリティ評価の実施を必要条件と定めているが¹⁰、本弁法によりその具体的な数量を示したものと見える。

なお、本弁法の適用される「データ処理者」については、本弁法のほか現行有効な法令においても明確な定義付けはされていない。ただ、2021年11月に公表されたネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）¹¹においては、データ処理活動において、自ら処理の目的と処理方法を決定することのできる個人又は組織をいう、と定義されており¹²、暫定的に参照可能と思われる。

また、本弁法は2022年9月1日に施行されるが、施行日以前にすでにデータの越境移転を行っており、本弁法に沿わない事由がある場合には、施行日以降6か月以内には是正をしなければならないとされている¹³。そのため、本弁法は現状未施行とはいえ、事実上はこれを遵守したデータの越境移転を行うことが求められているといえる。

(2) 留意点

ア 重要データの越境移転

サイバーセキュリティ法においては、重要情報インフラ運営者による重要データの越境移転行為について、情報部門によるセキュリティ評価を受けるべきと定めているが¹⁴、本弁法ではその主体を問わず、重要データの越境移転はいずれもセキュリティ評価を実施すべきものとして位置付けている¹⁵。したがって、重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者においても、重要データを移転する際には留意をする必要がある。

なお、本弁法において、「重要データ」とは、一旦改竄、破壊、漏えい又は違法取得、違法利用等がされると、国家安全、経済運営、社会安定、公共の健康と安全等に危害が及ぶ可能性のある

⁸ ここでの「中国国外」（中国語で「境外」）には、通常、香港、マカオ及び台湾も含まれると解される。

⁹ 本弁法第2条、第4条

¹⁰ 個人情報保護法第40条

¹¹ 「网络安全数据安全管理条例（征求意见稿）」

¹² ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）第73条第5号

¹³ 本弁法第20条

¹⁴ サイバーセキュリティ法第37条

¹⁵ なお、データセキュリティ法においては、重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者による重要データ移転に関する定めを情報部門が國務院の関連部門と制定する旨定められていたところ（同法第31条）、本弁法はデータセキュリティ法の当該定めも敷衍したものと見える。

データと定義されている¹⁶ 17。

イ 越境移転の理解

「中国国外に提供する行為」とは、中国国内のデータ処理者が中国国外の第三者に移転する場合はもちろん、中国国内で保存されたデータに対し、中国国外の第三者がアクセス、転用する場合も含むと解されているので¹⁸、この点の理解には留意が必要である。

ウ 「前年1月1日」の理解

前述のとおり、セキュリティ評価を行うべき対象となるデータ処理者の一つとして、「前年1月1日からの個人情報の越境提供が累計10万人以上又はセンシティブ個人情報の越境提供が累計1万人以上のデータ処理者が、個人情報を中国国外に提供する場合」が掲げられている。

ここにいう「前年1月1日から」という文言は、本弁法の意見募集稿においてはなかったものであるが、意見募集を経て追加されたものである。しかし、この「前年1月1日」というのが、本弁法の施行される2022年の前年、すなわち2021年1月1日という特定の時点を指しているのか、あるいは、実際にセキュリティ評価を行う時点の前年1月1日という意味なのか、具体的にどのような解釈をすべきか明確ではない。

文言だけを見る限りは、いずれの考え方も可能と思われる、この点は今後の実際の運用を見定める必要がある。

2. セキュリティ評価の枠組み

(1) 管轄部門

セキュリティ評価の申請は、省級のネットワーク情報部門にて行うこととされているが、セキュリティ評価自体は、国家ネットワーク情報部門が適宜国务院の関連部門等を組織して行うものとされている¹⁹。

¹⁶ 本弁法第19条

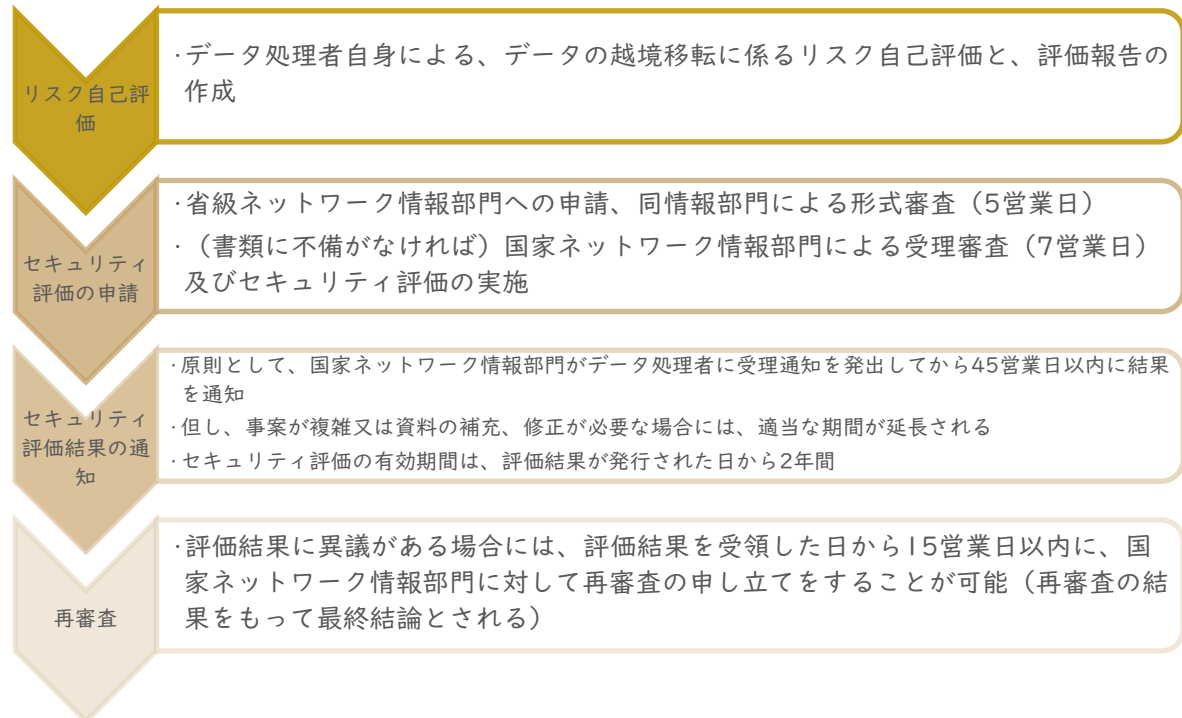
¹⁷ 2022年1月に公表された「重要データ識別指針(意見募集稿)」(重要数据识别指南(征求意见稿))においては電子方式で存在し、一旦改竄、破壊、漏洩又は違法取得、違法利用された場合、国家安全、公共利益に危害を与える可能性があるデータをいうと定義されており、本弁法での定義とは完全には一致していない。

¹⁸ 《数据出境安全评估办法》答记者问

¹⁹ 本弁法第7条第1項、第10条

(2) セキュリティ評価プロセス

セキュリティ評価のプロセスは概ね以下のとおりである。



ア リスク自己評価

セキュリティ評価の申請をする前提として、データ処理者においては、自身でデータ越境移転を行うことに関するリスクの自己評価をすること²⁰、そして、自己評価に係る報告書を作成することが求められている²¹。自己評価において重点的に評価すべきとされている事項は以下のとおりである。

- ① データの越境移転及びデータ受領者におけるデータ処理の目的、範囲、方法等の適法性等
- ② 越境移転するデータの規模、範囲、種類、センシティブ性、データの越境移転による国家安全、公共利益、個人又は組織の権益に与えるリスク
- ③ データ受領者が承諾する責任義務、責任義務の履行に係る管理、技術措置、能力等がデータ越境移転に係るセキュリティを保障できるか否か
- ④ データの越境移転中及び移転後における改竄、破壊、漏えい、紛失、移転又は違法取得、違法利用等のリスク、個人情報権益維持のルートの円滑さ等
- ⑤ データ受領者と締結する予定の、データ越境移転に関する契約又はその他の法律文書においてデータセキュリティ保護責任義務が十分合意されているか否か
- ⑥ その他データ越境移転のセキュリティに影響を与える可能性のある事項

本弁法の意見募集稿の時点では、上記⑤について、データ受領者と「締結する」データ越境移転関連契約におけるデータセキュリティ保護責任義務の充分性と定められており²²、文言上は自己評価、セキュリティ評価の実施に先立って、データ受領者との間で契約を締結することが想定されているようにも理解できるが、本弁法はこの点、データ受領者と「締結する予定」のデータ

²⁰ 本弁法第5条

²¹ 本弁法第6条第2号

²² 本弁法意見募集稿第5条第6号

越境移転関連契約と修正している。この定め及び後述するセキュリティ評価の項目の定めからすると、これらの契約は自己評価あるいはセキュリティ評価を実施した後に締結することが想定されているといえる。逆に、自己評価やセキュリティ評価を実施する前に契約を締結した場合には、セキュリティ評価に通過したことを条件として効力が発生する、といった条項を定めることが推奨されている²³。

なお、上記にいうデータ処理者とデータ受領者との間で締結される契約で定めるべき事項についても本弁法は定めているが²⁴、近日公表された、意見募集がなされている標準契約の内容と概ね対応関係にあるものと思われる²⁵。その意味では、セキュリティ評価を行ったうえで個人情報の越境移転をする場合であっても、標準契約ないしそれと同等な契約を締結することは必要になるといえる。

イ セキュリティ評価

セキュリティ評価にあたって重点的に評価すべきとされている事項は以下のとおりである²⁶。

- ① データの越境移転の目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- ② データ受領者の所在国又は地区におけるデータセキュリティ保護政策法規及びサイバーセキュリティ環境の、越境移転したデータセキュリティに対する影響、データ受領者のデータ保護水準が中国の法令及び強制的国家基準の定める要求に達しているか否か
- ③ 越境移転するデータの規模、範囲、種類、センシティブ性、データの越境移転中及び移転後に改竄、破壊、漏えい、紛失、移転又は違法取得、違法利用等が生じるリスク
- ④ データセキュリティ及び個人情報権益保護への十分かつ有効な保障の有無
- ⑤ データ受領者と締結する予定の、データ越境移転に関する契約又はその他の法律文書においてデータセキュリティ保護責任義務が十分合意されているか否か
- ⑥ 中国の関係法令の遵守状況等
- ⑦ 国家ネットワーク情報部門が評価すべきと認めるその他の事項

セキュリティ評価における重点的評価項目は、セキュリティ評価に先立つ自己評価における評価事項と大部分において重複しているが、データ受領者所在国におけるサイバーセキュリティ保護法制度、データセキュリティ環境に対する評価は自己評価項目には含まれておらず、セキュリティ評価固有の項目として特徴的といえる。また、データ受領者のデータ保護水準（措置、能力等）は、自己評価とセキュリティ評価両方の評価項目とされるが、後者の場合、中国の法令及び国家基準に基づいて評価が行われる。

(3) 有効期間

一旦なされたセキュリティ評価は、評価結果が発行された日から起算して2年間であり、有効期間経過後も引き続きデータの越境移転をする必要がある場合には、有効期間が到来する60営業日前までに改めてセキュリティ評価の申請をする必要がある²⁷。

また、データの越境移転に係る目的、方法、範囲、種類、データ受領者における用途、方法等に変化が生じた場合を含む、越境したデータセキュリティに影響を及ぼす事由がある場合には、改めて

²³ 《数据出境安全评估办法》答记者问

²⁴ 本弁法第9条

²⁵ 「個人情報越境提供標準契約規定(意見募集稿)」「个人信息出境标准合同规定(征求意见稿)」

²⁶ 本弁法第8条

²⁷ 本弁法第14条第1項、第2項

セキュリティ評価を申請しなければならない点にも留意が必要である²⁸。

留意点

なお、セキュリティ評価通過後であっても、実際のデータ越境移転活動において、データ越境移転セキュリティ管理上の要求に適合しない場合には、情報部門は書面によりデータ越境移転を終了するよう通知すべきとされている²⁹。

しかし、ここにいう「セキュリティ管理上の要求に適合しない」という点の判断基準は本弁法上明確ではない。そのため、今後関連法令、ガイドライン等により、越境移転の停止を求められる具体的な基準が定められることが必要と思われる。

3. まとめ

本弁法はサイバーセキュリティ法が施行されてから今日まで明確ではなかった情報部門によるセキュリティ評価に関して、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法も踏まえたうえで、その概要を示したという意味でも非常に重要な部門規章といえる一方、その解釈、実務運用方法について明確になっていない部分も見られることから、今後の立法や実務動向にも引き続き留意する必要があるといえる。

執筆担当：包城偉豊、田曉争

-
- 発行
TMI 総合法律事務所

 - 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

 - 発行日
2022年7月15日
-

²⁸ 本弁法第14条第1項

²⁹ 本弁法第17条

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



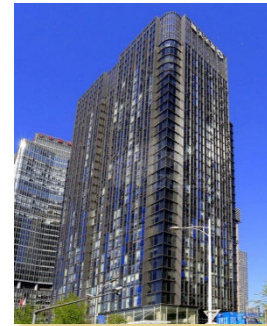
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア